

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更

(2021年3月15日)

現 行	変 更 後
<p style="text-align: center;">取引所為替証拠金取引に関する約款</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>第 27 条 (免責事項) (1) ~ (12) (省 略)</p> <p>(13) お客様が発注した注文または第18条第2項のロスカット注文が、取引所の流動性不足や注文数の増加などにより、約定までに時間がかかったために損害が生じた場合。また、当社の責めに帰さないシステム障害により予定されたロスカット注文や本来の取引が実行されずに発生した損害。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年4月1日</u></p>	<p style="text-align: center;">取引所為替証拠金取引に関する約款</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>第 27 条 (免責事項) (1) ~ (12) (現行通り)</p> <p>(13) お客様が発注した注文または第18条のロスカット注文が、取引所の流動性不足や注文数の増加などにより、約定までに時間がかかったために損害が生じた場合。また、当社の責めに帰さないシステム障害により予定されたロスカット注文や本来の取引が実行されずに発生した損害。</p> <p style="text-align: center;">(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;"><u>2021年3月15日</u></p>